

空家に係る関連計画

第6期美幌町総合計画（計画期間：平成28～平成38年度）

基本目標 4 住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

基本計画 4－6 住宅環境の整備

【施策】

施策の区分		施策の内容
(3) 空き家 対策	①空き家の実態把握 【建築G】	関係団体及び関係部局と連携を図り、適切に管理されていない老朽家屋等の把握を行います。
	②空き家所有者への指導・助言 【建築G】	国が示すガイドライン（指針）を基に、保安上、衛生上、生活環境上など適切な管理がなされていない空き家所有者への指導・助言を実施します。
	③廃屋解消に向けた対応 【まちづくりG】	放置された危険な家屋等への取り壊しに対して、助成制度導入の検討を行います。

美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27～31年度）

基本目標 1 地域での基幹産業を守り育て、強化するとともに新たな産業と雇用の場をつくる

【具体的な施策と重要業績評価指標】

分類	施策	施策内容と主な事業	重要業績評価指標（KPI）
商工業の振興	商店街活性化支援	消費喚起対策を実施することにより、商店街を活性化させ、町内商工業者の所得向上と雇用の場の創出を図ります。 （主な事業） ・がんばる商店街応援事業 ・商店街イベント事業 ・ 空き店舗活用事業（再掲） ・消費喚起プレミアム商品券発行事業（再掲） ・子育て世帯応援事業（再掲） ・多子世帯支援対策事業（再掲）	店舗リフォーム数：104件 （平成27～31年度累計） （実績：なし）

基本目標 2 「びほろ」らしさを活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す

【具体的な施策と重要業績評価指標】

施 策	施策内容と主な事業	重要業績評価指標 (K P I)
移住の推進	東京直通便のある空港が近距離にあることや国道・道道などの道路網が整備されているなど、当町は「便利な田舎」であることの地理的優位性を活かし、首都圏などに向けた移住を促進します。 (主な事業) ・ 移住促進事業 ・ 空き家対策 ・ 地域おこし協力隊事業（再掲） ・ 移住・二地域居住・就労トータルサポート事業 ・ 関係人口創出事業	移住体験者数： 30 人 (平成 27～31 年度累計) (実績：なし)

基本目標 4 住みたいと思える生活環境を整える

【具体的な施策と重要業績評価指標】

施 策	施策内容と主な事業	重要業績評価指標 (K P I)
地方における経済・生活圏の形成	住民の定住思考と住みよさを創出するため、町内の各団体と連携し商店街の活性化を促すとともに、空き店舗等の解消を促進します。 (主な事業) ・ 空き店舗活用事業 ・ がんばる商店街応援事業（再掲） ・ 元気な起業家応援事業（再掲） ・ 商店街イベント事業（再掲） ・ 空き家対策（再掲） ・ 消費喚起プレミアム商品券発行事業 ・ 住宅リフォーム促進支援事業	空 き 店 舗 活 用 件 数：10 件 (平成 27～31 年度累計) (実績：平成 26 年度 3 件)

美幌町住生活基本計画（計画期間：平成 29～39 年度）

(1) 基本目標 1 住みやすく人が集まる住環境の形成

①－2. 移住定住の促進に役立つ住宅・住環境の形成

人口減少を緩和し、持続可能なまちづくりができるよう、移住者向けの住宅情報の充実、体験施設の充実、町内定住に向けた住宅取得支援策等を検討します。

－主な施策、取り組み－

i 移住に向けた情報提供の充実

町のホームページで「美幌町移住・定住ポータルサイト」を設け、交通アクセスや災害の少なさなど美幌町の地域特性や美幌町で暮らすための役立つ各種制度を PR しています。

今後においては、北海道の厳しい冬に対する不安などを取り除けるよう一層の情報提

供の充実を図ります。

ii 「ちょっと暮らし体験事業」の活用促進

移住を希望する方が、町内の生活を一定期間にわたり体験できるよう「ちょっとくらし体験事業」を実施しています。

今後においては、空き家を有効活用しながら、「完全移住」及び「二地域居住」の促進を図られるよう検討します。

(2) 基本目標2 地域資源となる良好な住宅ストックの形成

②-4. 空き家対策の推進

今後の人口減少による空き家増加に対応するよう、高齢者の持ち家の中古住宅化や利用できる空き家の活用方策の検討、さらに空き家撤去に関する持ち主への支援の検討等空き家対策を総合的に推進します。

ー主な施策、取り組みー

i 空き家の実態把握

関係団体及び関係部局と連携を図り、適切に管理されていない老朽家屋等の把握を行います。

ii 空き家所有者への指導・助言

国が示すガイドライン（指針）を基に保安、衛生、生活環境上など適切な管理がなされていない空き家所有者への指導・助言を実施します。

iii 空き家及び廃屋解消に向けた対応

放置された危険な家屋等の取り壊しや、空き家の利活用に対する助成制度の検討を行います。

iv 空き家バンクの活用

北海道では道内の空き家及び空き地の有効活用、ストックの循環利用のため「北海道空き家情報バンク」を運営しており、美幌町も加盟しているものの、現在、登録情報がありません。

今後、制度の普及啓発を図り、登録件数を増やすとともに、関係機関と協力し、美幌町独自の「空き家情報バンク」の創設を検討します。

空き家等対策に関する取組方針(北海道) (平成27年12月策定)

4 取組方針

取組に関する基本的な考え方を踏まえ、次の3つの方針にもとづいて、空き家等対策に取り組んでいきます。

(1) 空き家等の活用の推進

空き家等の増加を抑制するためには、所有者自らが適切な管理を行うことが困難な空き家や、建物の状態が良い十分に活用できる空き家などについては、賃貸や売却などにより積極的に活用することが必要と考えられます。

このため道では、空き家等の活用に向けて、全道規模での空き家等の情報発信や相談対応などの取組を推進することとします。

(2) 市町村への支援

市町村では、空き家等に関する対策の実施を進めてきていますが、技術職員が不足しているため十分な体制がとれないことや、必要な情報が不足しているなどの課題があります。また、市町村によっては地域に必要な専門家が少ないという課題もあります。

このため道では、市町村が行う空き家等対策の円滑な推進に向けて、的確な人的支援や技術的助言、きめ細かな情報提供などにより積極的に市町村を支援することとします。

(3) 道民への周知・啓発

空き家等への取組にあたっては、道民一人ひとりが、空き家等の適切な管理や活用の重要性、方法などに関する情報を知ることが重要です。また、空き家の所有者には、管理不全によりもたらされる事故などで周囲に損失を与えた場合に、所有者責任があることなどについても理解することが必要です。

このため道では、道民が空き家等に関する情報を理解し、空き家等の活用や適正管理が進むよう、空き家等の活用方法や放置空き家による影響などについて、周知・啓発を進めることとします。

